

山形大学関連病院会加盟病院一覧

No.	病院名	病院長名
1	国立病院機構山形病院	熱海 裕之
2	国立病院機構米沢病院	飛田 宗重
3	山形県立河北病院	多田 敏彦
4	山形県立こども医療療育センター	井田 英雄
5	山形県立新庄病院	八戸 茂美
6	山形県立こころの医療センター	神田 秀人
7	山形県立中央病院	後藤 敏和
8	寒河江市立病院	後藤 康夫
9	鶴岡市立荘内病院	三科 武
10	天童市民病院	木村 青史
11	山形市立病院済生館	平川 秀紀
12	米沢市立病院	渡邊 孝男
13	酒田市立八幡病院	土井 和博
14	尾花沢市中央診療所	本間 直之
15	鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	武田 憲夫
16	朝日町立病院	小林 達
17	小国町立病院	阿部 吉弘
18	町立金山診療所	山科 明夫
19	白鷹町立病院	高橋 一二三
20	公立高島病院	健 谷
21	西川町立病院	須貝 昌博
22	町立真室川病院	室岡 久爾夫
23	最上町立最上病院	佐藤 俊浩
24	公立置賜総合病院	波間 久
25	公立置賜南陽病院	原田 正夫
26	公立置賜長井病院	齋藤 秀樹
27	北村山公立病院	大塚 茂
28	日本海総合病院	島貫 隆夫
29	酒田医療センター	鈴木 晃
30	医療法人社団斗南会 秋野病院	伊藤 正尚
31	尾花沢病院	渋谷 磯夫
32	小原病院	小原 正久
33	小白川至誠堂病院	大江 正敏
34	公徳会 佐藤病院	沼田 由紀夫
35	三友堂病院	仁科 盛之
36	三友堂リハビリテーションセンター	穂坂 雅之
37	至誠堂総合病院	高橋 敬治
38	篠田総合病院	篠田 昭男
39	新庄明和病院	田所 稔
40	千歳篠田病院	吉田 邦夫
41	天童温泉篠田病院	大田 政廣
42	鶴岡協立病院	堀内 隆三
43	東北中央病院	田中 靖久
44	上山病院	江口 拓也

No.	病院名	病院長名
45	山形さくら町病院	広瀬 公聖
46	医療法人 舟山病院	鬼満 圭一
47	みゆき会病院	武井 寛
48	山形済生病院	濱崎 允
49	山形厚生病院	大原 義朗
50	矢吹病院	矢吹 清隆
51	横山病院	横山 幸生
52	丹心会 吉岡病院	吉岡 信弥
53	社会医療法人公徳会 若宮病院	栗田 正武
54	明石医院	伊藤 義彦
55	大島医院	安達 真人
56	原田香曾我部医院	香曾我部 謙志
57	医療法人露晴堂 白田医院	白田 一誠
58	長岡医院	長岡 迪生
59	南陽鈴木内科医院	鈴木 哲治
60	光仁会 山形クリニック	鈴木 庸夫
61	吉川記念病院	吉川 順
62	庄内余目病院	寺田 康
63	医療法人徳洲会 新庄徳洲会病院	笹壁 弘嗣
64	(医)伍光会 北村山在宅診療所	肌附 英幸
65	産婦人科 小児科 三井病院	三井 卓弥
66	医療法人 宮原病院	長島 早苗
67	庄内医療生協 鶴岡協立リハビリテーション病院	茂木 紹良
68	医療法人健友会 本間病院	菅原 保
69	医療法人社団慈心会 井出眼科病院	柴 智子
70	医療法人社団明山会 山形ロイヤル病院	藤原 直樹
71	岩手県立千厩病院	下沖 収
72	石巻赤十字病院	金田 巖
73	泉整形外科病院	根本 忠信
74	地域医療機能推進機構 仙台病院	田熊 淑男
75	徳洲会仙台徳洲会病院	佐野 憲
76	みやぎ県南中核病院	内藤 広郎
77	青空会 大町病院	猪又 義光
78	太田西ノ内病院	新保 卓郎
79	呉羽総合病院	緑川 靖彦
80	坪井病院	原田 秀司
81	鳴瀬病院	鳴瀬 守
82	柊記念病院	太田 守
83	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	星 永進
84	木戸病院	津田 隆志
85	立川総合病院	岡部 正明
86	寿泉堂総合病院	金澤 正晴
87	岩手県立遠野病院	郷右近 祐治

山形大学蔵王協議会役員一覧

役職名	教授会	関連病院会	教室員会
会長	医学部参与 嘉山 孝正		
副会長	医学部長 山下 英俊 附属病院長 根本 建二	日本海総合 栗谷 義樹	
顧問	山形県医師会会長 徳永 正毅 山形県健康福祉部医療統括監 阿彦 忠之	山形県歯科医師会会長 永田 秀昭 山形看護協会会長 井上 栄子 山形県薬剤師会会長 東海林 徹	
運営委員	放射線診断科 細矢 貴亮 第一外科 木村 理 皮膚科 鈴木 民夫	県立河北 多田 敏彦 日本海総合 栗谷 義樹 米沢市立 渡邊 孝男	会長 今田 恒夫
監事	第三内科 加藤 丈夫	東北中央 田中 靖久	
事務局代表		事務部長 山腰 俊昭	

部会名	教授会	関連病院会	教室員会	その他の機関
関連医療施設部会	◎診療科目 根本 建二 第二外科 貞弘 光章 医療効果学 村上 正泰	○日本海総合 栗谷 義樹 県立中央 後藤 敏和 済生館 平川 秀紀 山形済生 濱崎 允 県立河北 多田 敏彦 小国町立 阿部 吉弘 最上町立 佐藤 俊浩 置賜総合 波間 久	管理運営部長 牧野 直彦	山形県健康福祉部長 医療統括監 阿彦 忠之 山形県病院事業管理者 新澤 陽英
研修部会	◎高次医療能力 鈴木 匡子 研修学 佐藤 慎哉 総合医学 上野 義之 第二内科 飯野 光喜 整形外科 飯野 光喜	○国山形 熱海 裕之 県立新庄 八戸 茂美 市立荘内 三科 武 三友堂 仁科 盛之	教育問題部長 橋本 淳一	
企画・広報部会	◎診療科目 根本 建二 耳鼻科 欠畑 誠治 麻酔科 川前 金幸	○国病米沢 飛田 宗重 篠田総合 篠田 昭男 市立八幡 土井 和博	広報部長 未定	

(注:◎印は部長,○印は副部長)

山形大学

蔵王協議会だより

YAMAGATA UNIVERSITY ZAO CONFERENCE 2017 **25**



地域医療を見つめ
愛され続ける病院をめざして。



寄稿
一般社団法人山形県薬剤師会 会長 東海林 徹

関連病院から
山形県立こども医療療育センター 所長 井田 英雄

特集
地域医療構想について
医療政策学講座教授 村上 正泰

蔵王協議会活動報告

資料1 平成28年度卒後臨床研修プログラム・1年次
資料2 平成29年度卒後臨床研修プログラム・2年次
資料3 平成28年度 東北地区大学病院及び山形県内研修病院のマッチング状況
資料4 平成28年度都道府県毎第一希望マッチ者数
資料5 後期研修医の動向

蔵王協議会則
関連病院会加盟病院一覧
蔵王協議会役員一覧



山形大学蔵王協議会だより 第25号 山形大学蔵王協議会 平成29年3月発行



山形大学蔵王協議会の 新メンバーとして

一般社団法人山形県薬剤師会
会長 東海林 徹

山形大学医学部および山形大学蔵王協議会の皆様におかれましては、山形県内の医学・医療の発展、地域医療の向上のため、ますますご活躍のことと存じます。また、日頃は山形県薬剤師会の活動にご理解、ご協力を賜り心より感謝申し上げます。山形大学医学部附属病院開設時から病院薬剤部に勤務していた27年間、嘉山孝正山形大学医学部参与・蔵王協議会会長ならびに山下英俊医学部長には、様々な場面でご指導を賜りました。厚く御礼申し上げます。そして、新メンバーとして山形大学蔵王協議会に参加させていただくことになり、大変光栄に存じております。

昨年6月に一般社団法人山形県薬剤師会会長職に選任されてから7ヶ月が経ち、ようやく新たな組織が動き始めました。薬剤師は従来、医師、歯科医師の処方箋に基づく調剤をし、患者さんの適正な薬物療法の遂行を支援してきました。処方内容をチェックして、相互作用、副作用や重複投与など医師へ疑義照会し、いわゆる医薬分業の推進に貢献してきました。そして今、保険薬局薬剤師は「かかりつけ薬剤師・薬局」としてさらなる発展を目指しております。

急速な高齢化に向かいつつある本邦において、2025年には団塊の世代が後期高齢者になり、75歳以上の人口の占める割合が18.1%に上昇し、認知症高齢者の数も700万人に達すると見込まれています。その近い将来を見据えて国では、地域包括ケアシステム構築を推進しています。住み慣れた地域の中で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにということが地域包括ケアシステムの目的です。地域包括ケアシステム

の中での薬局のあり方として、平成27年には、厚生労働省から「患者のための薬局ビジョン」が策定されました。山形県薬剤師会ではそれを受けて、保険薬局薬剤師は、地域包括ケアシステムの一翼を担うために、「健康生活あなたの隣に薬剤師」を心がけ、それぞれの地域のかかりつけ薬剤師をめざし日々努力をしております。未病（病気と言うほどではないけれど、健康でもない）の状態にある地域住民に対し、健康の保持増進や維持のため助言を行ったり、時として疾病重症化の兆しを見つけて受診勧奨を行ったり、専門職の立場として寄り添ってまいります。2025年までにはどの薬局もかかりつけ薬局になっていることでしょう。

地域で完結する医療を目指す上で、在宅医療の充実が重要な課題です。山形県薬剤師会では、かかりつけ薬剤師による在宅訪問薬剤管理指導の実施拡大を推進すべく在宅医療委員会を強化しました。かかりつけ薬剤師はかかりつけ医師との連携、情報共有を密に行う必要があります。また、他の医療職、介護職、福祉職の方々との連携、協働も図ってまいります。

中でも、高齢者の栄養と運動は大切です。薬による食欲低下や運動機能低下はQOL低下に直結します。私は山形大学医学部附属病院でNSTを通して、栄養と運動の大切さを学びました。このNSTで培った経験を基に地域包括ケアシステムにおける多職種連携に貢献したいと思っております。

今後、蔵王協議会の先生方のご指導を賜りたくよろしくお願い申し上げます。



こども医療療育センターの紹介

山形県立こども医療療育センター
所長 井田 英雄

この度、蔵王協議会だよりに関連病院会の声として投稿させていただける機会を賜り有難うございます。

そこで、寄稿の内容は始めに本施設の成立ちについてお話したいと思います。この施設の創生期は、東京大学の整形外科初代教授の田代義徳先生の下、2代目教授の高木憲次先生によりその理念から東京の板橋からでした。この肢体不自由児施設はさまざまな障害を持った障害児が、社会に巣立っていくために必要なものを、療育（時代の科学を総動員して不自由な肢体をできるだけ克服し、それによって幸いにも回復したら肢体の復活能力そのものをできるだけ有効に活用させ、もって自活の途の立つように育成すること）という手法を用いて、獲得し実践させるためのものでした。当時の整肢療育センター（現心身障害児医療療育センター）でした。併せて児であることから教育も同時に行う重要性から養護学校（現在は特別支援学校）も併設されていました。これを機に、高木先生は昭和23年施行の児童福祉法の制定に尽力され、各都道府県に1つ以上の肢体不自由児施設の建設が昭和28年頃から各地で進められました。昭和36年に漸く当初の目的、少なくとも各地に一つの施設が建設がされました。

ちなみに、我が山形では昭和34年12月に蔵王半郷の地にゆきわり整肢園として開設され、同じ月内にゆきわり養護学校も併設されました。当時は、脳性麻痺よりも結核などの感染症（その他ポリオなど）、先天性疾患（股関節

脱臼、斜頸、内反足等）を中心に整形外科的アプローチを行っていました（当時の手術記録から）。しかし、リハビリに関してはまだ発展途上の状態でした。

次に、施設の現況について述べます。時は流れ、時代のニーズも刻々と変わってきました。リハビリテーション機能を備え、児から成人まで利用できる医療・福祉施設が是非必要ではないかという様々な議論の末、昭和57年7月1日、山形県立総合療育訓練センター（現在、山形県立こども医療療育センター）が上山の地に開設となりました。当時は、肢体不自由児施設、更生施設（中途障害の成人を対象に社会復帰を目的）、肢体不自由児・難聴児通園施設などで総合的な医療福祉施設でした。その後も変化は続きました。リハビリテーションの普及、進歩に伴い、当センターに対するニーズもともに大きく変わってきました。

開設当初のセンターを利用している、いわゆる脳性麻痺（CP児）の子供が全体の8割以上を占めるようになり、施設の役割も様変わりしました。さらに、近年の状況は、従前は出生時や新生児期には亡くなっていた超低出生体重児が、周産期医療の進歩により救命されるようになり、その中には重度の障害を残してしまう事例があり、彼らは、肢体の問題（運動機能障害）以外にも、精神の問題、生命維持のための器官の問題（呼吸器、消化器、循環器など）が様々な形で重複し、多くの問題を抱えています。そうしたこども達を受け入

れるためには我々のような医療、福祉の両輪によって運営されている施設が最適なのです。

そこで、このようなこども達への対応が喫緊の課題となり、現在老朽化し、利用者の疾患に対する対応の十分でないことなどから、改築が行われ、昨年5月に新医療棟が完成し、開設の運びとなりました。

施設の名称も「山形県立こども医療療育センター」へ施設の特徴を表す名称に変更することができました。この施設は、リハビリテーション設備の充実、外来機能の効率化、電子カルテの導入など最近の医療管理システムの効率化するため従前と大きく変えることができました。これをベースにして将来のセンターの新たな方向に向かっていけるよう考えたつもりです。特に、様々な障害を持ったこども達のためこの施設（旧肢体不自由施設から医療型障害児入所施設に改称）の利用が増えることを期待してやみません。

最後に、近年のこのような施設の置かれている状況は厳しいものがあります。少子・高齢化の中で、障害を持って生まれてくる子供たちの発生は決して減っていません。むしろ重度かつ障害の重複という形で障害の重複化による子供たちが多いためです。山形県ではまだ決して十分な体制とはいえませんし、人材の育成も十分ではない中、この状態は今後も続くのだらうと思います。この蔵王協議会の関連の大学、病院の皆様のご支援を賜れば幸いです。



「地域医療構想」の実現に向けて

医療政策学講座
村上 正泰 教授

いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年を見据え、二次医療圏ごとに目指すべき医療提供体制とそれを実現するための施策を定めた「地域医療構想」が山形県でも2016年9月に策定されました。蔵王協議会では、県における正式な協議が始まる前から、関連医療施設部会を中心に議論を重ねてきましたが、今後、地域医療構想の具体化を図っていく上でも、蔵王協議会における関係者間の緊密な協力が重要になってきます。

地域医療構想の大きな方向性は、①2025年の必要病床数は現状の病床数よりも少ない、②現状では必要病床数に比べて高度急性期・急性期の病床数が過剰となっている一方で回復期の病床数が不足している、③介護施設を含めた在宅医療等を増加させる必要がある、というものです。ただし、厚生労働省も「必要病床数は

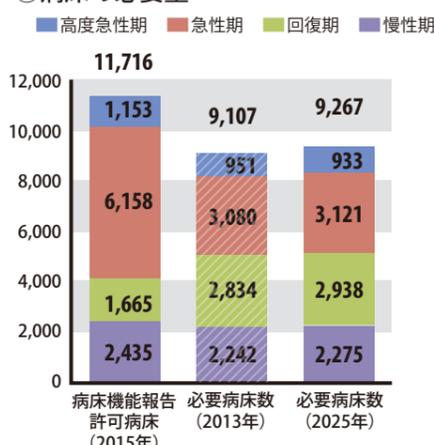
病床機能報告制度の病床数と数値として一致する性格のものではない」と述べている通り、病床数自体を目標にした「数字合わせ」の議論をしても意味がありません。それぞれの地域で持続可能で質の高い医療提供体制をどのように構築するかという議論を深めることが重要であり、その結果として、必要病床数へと次第に収束するという流れで捉えるべきです。

山形県内では、急速な人口減少と高齢化による疾病構造の変化に伴って、医療密度の高い典型的な急性期の患者数は頭打ちし、減少していきます。平均在院日数も短縮しています。地域全体で医療資源の適正配置を行い、医療提供体制の持続可能性を確保するためには、急性期病床のダウンサイジングと、地域内でのバランスや疾患ごとの特性なども考慮しつつ、一定程度の集約化は避けられません。他方、回復期の必要病床数

が増えるのは、急性期病院の入院患者にも医療資源投入量の落ち着いている患者が多いことや、軽度の急性増悪の患者も含まれているためです。今後の医療ニーズに対応する上では、回復期の体系化が重要となります。医療機能は連続的であり、「1」か「0」かの選択ではなく、地理的要因も含めて、医療機能のバランスを考慮する必要がありますが、診療内容や医療密度で見た実際の患者像に応じて、病院の機能や診療体制を見直していく必要があります。また、「地域包括ケアシステム」を構築する上では、住み慣れた地域における「生活」をいかに支えるかという視点が重要であり、「住まい」の整備を含めて、慢性期と在宅医療等のあり方を考えていく必要があります。個々の病院の視点だけではなく、地域全体での最適な資源配分という視点が求められます。

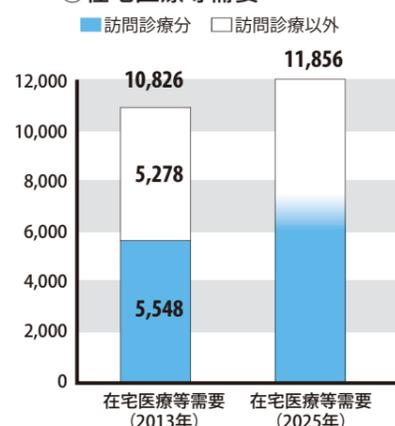
地域医療構想における山形県全体での必要病床数等

①病床の必要量 (単位: 床)



※「病床機能報告」の内訳については、「休棟等」があるため合計と一致しない。

②在宅医療等需要 (単位: 人/日)



※2025年については、在宅医療等の受入体制の状況により内訳が変化するため全体数のみを明示。

1. 臨時総会

日時：平成28年12月26日(月) 13:00~14:30

場所：山形大学医学部大講義室

議事：

(1) 新専門医制度の現況について

嘉山会長から、新専門医制度の現況について、一般社団法人日本専門医機構でとりまとめた「専門医制度新整備指針」に基づき、委細説明があった後、意見交換を行った。

(2) 医療事故調査制度の現況について

佐藤(慎)教授から、一般社団法人日本医療安全調査機構でとりまとめた平成27年10月から平成28年9月までの全国の医療事故報告等の動向について説明があった後、平成27年12月1日に設立した山形県医療安全支援機構の現況報告があった。

(3) 大学病院と医療連携に係るアンケート結果について

根本副会長から、平成28年11月14日に実施した大学病院と医療連携に係るアンケート結果について報告があった。

[アンケート項目]

- ①大学病院において現状よりも診療機能を強化する必要があると感じられる医療内容
- ②医学科学生の実習受け入れの可否
- ③本院との連携の在り方

(4) キャンサートリートメントボードの推進について

根本副会長から、がん医療の治療方針を決める上でのキャンサーボードの重要性を鑑み、山形県内でのキャンサーボードの更なる推進・普及のため、平成29年2月~3月にシンポジウムを開催するので、多数出席していただきたい旨説明があった。

2. 医療コンシェルジュステーションシンポジウム

日時：平成28年12月11日(日) 10:00~11:30

場所：山形大学医学部附属病院

プログラム：

第1部 医療コンシェルジュステーションの紹介

1. 医療コンシェルジュステーション開設の趣旨及び業務内容に係る動画上映について

2. 基調講演

「開設までの取組み体制づくり」

山形大学医学部附属病院看護部長

齊藤 律子

「医療コンシェルジュステーションの運営」

山形大学医学部附属病院

看護部副看護師長 今野 亜希湖

「病棟側から見たコンシェルジュ導入による変化」

山形大学医学部附属病院

看護部副看護師長 武田 美言

第2部 パネルディスカッション

座長/山形大学蔵王協議会会長

嘉山 孝正

パネリスト/山形大学医学部附属病院長

根本 建二

山形大学医学部附属病院看護部長

齊藤 律子

山形大学医学部附属病院看護部副看護師長

今野 亜希湖

山形大学医学部附属病院看護部副看護師長

武田 美言

入院患者

参加者：

蔵王協議会加盟医療機関の管理者及び看護師、山形大学医学部看護学科学学生 約140名



シンポジウムの様子

平成28年度 卒後臨床研修プログラム・1年次

Table with columns for No., 氏名, and months 4-12, 1-3. Rows list trainees and their assigned departments for the 1st year of the postgraduate program in 2016.

Legend for 平成28年度・1年次: 一内 二内 三内 大学内研修・内科 救急① 救急② 外科(一・二・脳外) 小児 産婦 麻酔 精神 地域医療 希望科 協力病院での研修(必修科, 選択必修科なども含む)

平成29年度 卒後臨床研修プログラム・2年次

Table with columns for No., 氏名, and months 4-12, 1-3. Rows list trainees and their assigned departments for the 2nd year of the postgraduate program in 2017.

Legend for 平成29年度・2年次: 一内 二内 三内 大学内研修・内科 救急① 救急② 外科(一・二・脳外) 小児 産婦 麻酔 精神 地域医療 希望科 協力病院での研修(必修科, 選択必修科なども含む)

平成28年度 東北地区大学病院及び山形県内研修病院のマッチング状況

(平成28年10月20日現在)

1. 東北地区大学病院

病 院 名	定 員	マッチ数	空き定員	定員充足率
弘前大学医学部附属病院	46	9	37	0.20
岩手医科大学附属病院	19	19	0	1.00
東北大学病院	38	18	20	0.47
東北医科薬科大学病院	5	1	4	0.20
秋田大学医学部附属病院	35	8	27	0.23
山形大学医学部附属病院	50	39	11	0.78
福島県立医科大学附属病院	43	14	29	0.33

2. 山形県内研修病院

病 院 名	定 員	マッチ数	空き定員	定員充足率
山形大学医学部附属病院	50	39	11	0.78
山形県立中央病院	15	15	0	1.00
山形市立病院済生館	10	4	6	0.40
山形済生病院	8	3	5	0.38
米沢市立病院	5	1	4	0.20
公立置賜総合病院	7	4	3	0.57
鶴岡市立荘内病院	5	1	4	0.20
日本海総合病院	10	10	0	1.00
山形県立新庄病院	4	0	4	0.00
山形県合計	114	77	37	0.68

(参考) 平成27年度山形県内研修病院のマッチング状況

病 院 名	定 員	マッチ数	空き定員	定員充足率
山形大学医学部附属病院	49	29	20	0.59
山形県立中央病院	16	16	0	1.00
山形市立病院済生館	10	10	0	1.00
山形済生病院	8	3	5	0.38
公立置賜総合病院	8	4	4	0.50
米沢市立病院	5	2	3	0.40
山形県立新庄病院	4	0	4	0.00
鶴岡市立荘内病院	5	5	0	1.00
日本海総合病院	11	11	0	1.00
山形県合計	116	80	36	0.69

平成28年度 都道府県毎第一希望マッチ者数

県 名	募集定員	マッチ者数①	マッチ者のうち、当該都道府県内の病院を第1希望にしていた学生の数②	マッチ者に対する1位マッチ者の割合 ③= $\frac{②}{①} \times 100$
北海道	468	338	293	86.7
青森県	149	86	80	93.0
岩手県	107	74	62	83.8
宮城県	180	125	103	82.4
秋田県	125	74	70	94.6
山形県	114	77	67	87.0
福島県	154	97	84	86.6
茨城県	215	156	143	91.7
栃木県	177	129	119	92.2
群馬県	162	87	72	82.8
埼玉県	427	312	236	75.6
千葉県	461	393	261	66.4
東京都	1,465	1,378	931	67.6
神奈川県	688	601	382	63.6
新潟県	202	98	83	84.7
富山県	111	82	76	92.7
石川県	171	103	84	81.6
福井県	91	66	59	89.4
山梨県	91	55	50	90.9
長野県	180	138	123	89.1
岐阜県	169	124	113	91.1
静岡県	288	222	178	80.2
愛知県	566	497	420	84.5
三重県	153	105	97	92.4
滋賀県	123	105	83	79.0
京都府	265	253	178	70.4
大阪府	659	589	437	74.2
兵庫県	446	385	305	79.2
奈良県	122	115	92	80.0
和歌山県	122	95	82	86.3
鳥取県	78	51	45	88.2
島根県	96	58	49	84.5
岡山県	245	216	202	93.5
広島県	210	168	140	83.3
山口県	121	85	80	94.1
徳島県	90	66	62	93.9
香川県	108	70	59	84.3
愛媛県	135	86	80	93.0
高知県	99	62	60	96.8
福岡県	435	394	316	80.2
佐賀県	83	46	39	84.8
長崎県	157	118	97	82.2
熊本県	136	130	99	76.2
大分県	115	80	70	87.5
宮崎県	98	60	58	96.7
鹿児島県	162	121	106	87.6
沖縄県	176	136	118	86.8
全 国	11,195	8,906	7,043	79.1

後期研修医の動向 (平成29年2月1日現在)

診療科名	人数	内 訳													備考
		性別		初期研修			出身大学		出身		研修先				
		男	女	医学部附属病院 山形大学	県内他病院	県外病院	本学	他大学	山形県	その他	大学病院			関連病院	
											助教	医員	大学院生		
第一内科	56	44	12	31	22	3	47	9	22	34	0	18	8	30	2名休職中
第二内科	32	27	5	21	7	4	26	6	19	13	1	12	1	18	
第三内科	12	9	3	10	1	1	11	1	7	5	1	7	0	4	1名休職中
精神科	15	12	3	13	2	0	15		4	11	1	4	0	10	1名休職中
小児科	20	15	5	15	3	2	20		8	12	0	11	0	9	2名休職中
第一外科	14	13	1	11	3	0	14		6	8	4	3	0	7	
第二外科	19	18	1	16	3	0	19		9	10	5	6	0	8	
脳神経外科	9	8	1	8	1	0	9		5	4	2	4	0	3	
整形外科	32	30	2	11	18	3	27	5	10	22	2	7	3	20	
皮膚科	7	4	3	6	0	1	6	1	2	5	2	3	0	2	1名休職中
泌尿器科	17	14	3	11	4	2	17		4	13	0	6	0	11	
眼科	17	9	8	13	4	0	17		7	10	6	6	0	5	
耳鼻咽喉科	18	12	6	7	9	2	15	3	8	10	0	9	1	8	
放射線診断科	18	11	7	10	7	1	17	1	10	8	4	6	0	8	
放射線治療科	12	9	3	5	4	3	11	1	2	10	2	2	0	8	1名休職中
産婦人科	21	6	15	11	8	2	19	2	7	14	0	12	0	9	
麻酔科	23	8	15	7	14	2	18	5	6	17	3	15	0	5	
歯科口腔形成外科(形成)	4	1	3	3	1	0	4		3	1	0	3	0	1	
病理診断科	3	2	1	3	0	0	3		1	2	3	0	0	0	
救急医学	2	0	2	2	0	0	2		0	2	0	0	1	1	
高次脳機能科	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
腫瘍内科	4	4	0	2	2	0	3	1	3	1	1	3	0	0	
計	355	256	99	216	113	26	320	35	143	212	37	137	14	167	

※休職者は人数に含めない

山形大学蔵王協議会会則

(名称)
第1条 本会を山形大学蔵王協議会と称する。
(目的)
第2条 本会は、会員相互の緊密な連携と協力により山形大学並びに関連医療施設の医学・医療の充実と発展を図り、人材養成と地域医療の向上に寄与することを目的とする。
(事業)
第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)卒後臨床研修体制の整備等に関する事。
(2)関連医療施設との連携に関する事。
(3)山形大学地域医療医師適正配置委員会との連携に関する事。
(4)地域の医師の適切な配置に関する事。
(5)医療事故調査制度への対応に関する事。
(6)その他、前条の目的を達成するために必要な事業
(会員)
第4条 本会の会員は、山形大学医学部教授会、山形大学関連病院会及び山形大学医学部教室員会の構成員並びに山形県健康福祉部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会及び山形県薬剤師会の代表より成る。
(事務局)
第5条 本会の事務局を山形大学医学部総務課内に置く。
2 事務局は、事業の円滑な実施に必要な事務及び会計に関する事務を行う。
(役員)
第6条 本会に次の役員を置く。
(1)会長 1人
(2)副会長 若干人
(3)顧問 5人
(4)運営委員 若干人
(5)監事 2人
(6)事務局代表 1人
(職務・選任)
第7条 会長は会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。会長及び副会長は、前条第3号から第7号までの役員及び第10条の委員を選任する。
2 会長は山形大学医学部長が指名する者、副会長は会長が指名する者がその任に就く。ただし、山形大学医学部長が会長の任に就かない場合は、副会長の任に就くこととする。
3 顧問は、山形県健康福祉部代表1人、山形県医師会代表1人、山形県歯科医師会代表1人、山形県看護協会代表1人及び山形県薬剤師会代表1人とする。
4 運営委員は、医学部教授会構成員3人、関連病院会構成員3人とし、医学部教室員会会長を加える。
なお、その他会長が必要と認められた者を加えることができる。
5 監事は、医学部教授会構成員1人、関連病院会構成員1人とする。
6 事務局代表は、原則として医学部事務部長とする。
(任期)
第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
(運営委員会)
第9条 本会の運営等を円滑に行うため、運営委員会を置く。運営委員会は、第6条の役員と次条の各部会の部長3人によって構成する。
2 運営委員会は、総会議案の協議、部会への事業の委任、調整等をはじめの実質的な運営に当たる。急を要する事項については総会に代わって協議処理できるものとする。
(部会)
第10条 本会の目的達成のため次の部会を置く。
(1)関連医療施設部会
(2)研修部会
(3)企画・広報部会
2 各部会の委員は、会長が副会長と合議の上、指名するものとする。
3 各部会の部長及び副部長は委員の互選によって選出する。
4 各部会の部長、副部長及び委員の任期は1年

とし、再任を妨げない。
5 委員の構成については別に定める。
(総会)
第11条 総会は原則として年1回会長が招集する。会長はほかに必要ある場合、運営委員会に諮り臨時の総会を招集することができる。
2 総会は、第4条の会員の出席により成立し、本会の目的を達成するための協議機関とする。
3 総会の議題は運営委員会で協議し、総会前に会員に通知する。
4 総会の議長は、会長をもって充てる。
(会計)
第12条 本会の運営に必要な経費は、会費及びその他の収入をもってこれに当てる。
2 会費については別に定める。
3 運営委員会は、年度毎の予算決算について総会に報告し承認を受けるものとする。
(会則の変更)
第13条 会則の変更は、運営委員会の議を経た後、総会出席者の過半数の賛成を得て行うものとする。
附 則
この会則は、平成14年8月8日から施行する。
附 則
この改正会則は、平成15年3月29日から施行する。
附 則
この改正会則は、平成17年7月20日から施行する。
附 則
この改正会則は、平成18年12月5日から施行する。
附 則
この改正会則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則
この改正会則は、平成24年11月1日から施行する。
附 則
この改正会則は、平成24年12月7日から施行する。
附 則
この改正会則は、平成28年1月26日から施行する。
附 則
この改正会則は、平成28年3月30日から施行する。

山形大学蔵王協議会 部会規程

(趣旨)
第1条 山形大学蔵王協議会会則第10条第5項の規定に基づき、部会の構成を定める。
2 会長が必要と認めるときは、構成以外の者を委員に加えることができる。
(関連医療施設部会)
第2条 関連医療施設部会は、山形大学と関連医療施設との連携について協議し、次の委員をもって構成する。
(1)医学部教授会構成員 3人
(2)関連病院会構成員 3人
(3)医学部教室員会構成員 1人
(4)初期研修医 2人
(研修部会)
第3条 研修部会は、卒前教育、初期臨床研修から専門研修までの研修体制等について協議し、次の委員をもって構成する。
(1)医学部教授会構成員 3人
(2)関連病院会構成員 4人
(3)医学部教室員会構成員 1人
(4)医学部学生 5人
(企画・広報部会)
第4条 企画・広報部会は、山形大学蔵王協議会が実施する事業の企画、広報等について協議し、次の委員をもって構成する。
(1)医学部教授会構成員 3人
(2)関連病院会構成員 3人
(3)医学部教室員会構成員 1人
(4)初期研修医 2人
(5)医学部学生 3人
(小委員会)
第5条 会長が必要と認めるときは、部会の下に小委員会を設けることができる。
2 小委員会の委員は、会長が指名するものとする。
3 小委員会の委員長及び副委員長は会長が指名するものとする。
4 小委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
附 則

この会則は、平成14年8月8日から施行する。
附 則
この改正会則は、平成15年3月29日から施行する。
附 則
この改正会則は、平成21年3月17日から施行する。
附 則
この改正会則は、平成28年1月26日から施行する。

山形大学蔵王協議会 会費規程

第1条 山形大学蔵王協議会会則第12条第2項の規定に基づき、各構成員の年会費を次のとおり定める。
(1)山形大学医学部教授会 100,000円
(2)関連病院会 17,500円に
加盟病院数を乗じた額
(3)山形大学医学部教室員会 200,000円
附 則
この会則は、平成14年8月8日から施行する。

山形大学関連病院会会則

(構成・名称)
第1条 本会は、山形大学に関連する医療施設を会員として構成し、山形大学関連病院会と称する。
(目的)
第2条 本会は、会員相互の親睦、研修を図るとともに、山形大学蔵王協議会と密接な連携を取りながら卒後臨床研修及び地域医療の充実と寄与することを目的とする。
2 本会は、山形大学蔵王協議会に加盟するものとする。
第3条 本会会員は、前条の目的に賛同に入会した者とする。
(入会)
第4条 会員になろうとする者は、所定事項を記入した入会申込書(別紙様式1)を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。
(事務所)
第5条 本会は、事務所を山形大学蔵王協議会事務局内に置く。
(役員)
第6条 本会に次の役員を置く。
(1)会長 1人
(2)副会長 1又は2人
(3)評議員 若干人
(4)監事 2人
2 会長は、総会で会員の中から選出する。
3 副会長及び評議員は、会員の中から会長が委嘱する。
4 監事は、総会で選出する。
5 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
(総会)
第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。
2 定例総会は、年1回会長が招集する。
3 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。
(経費)
第8条 本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(退会)
第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付し退会届(別紙様式2)を会長に提出しなければならない。
2 本会則を遵守しないとき又は山形大学関連病院会並びに山形大学蔵王協議会の名誉を毀損する行為があったときは、役員全員の合意に基づき、当該会員を退会させることができる。
3 会員の退会にあたり本会に既に納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。
附 則
この会則は、平成14年8月8日から施行する。
附 則
この会則は、平成19年3月8日から施行する。
附 則
この会則は、平成28年1月26日から施行する。